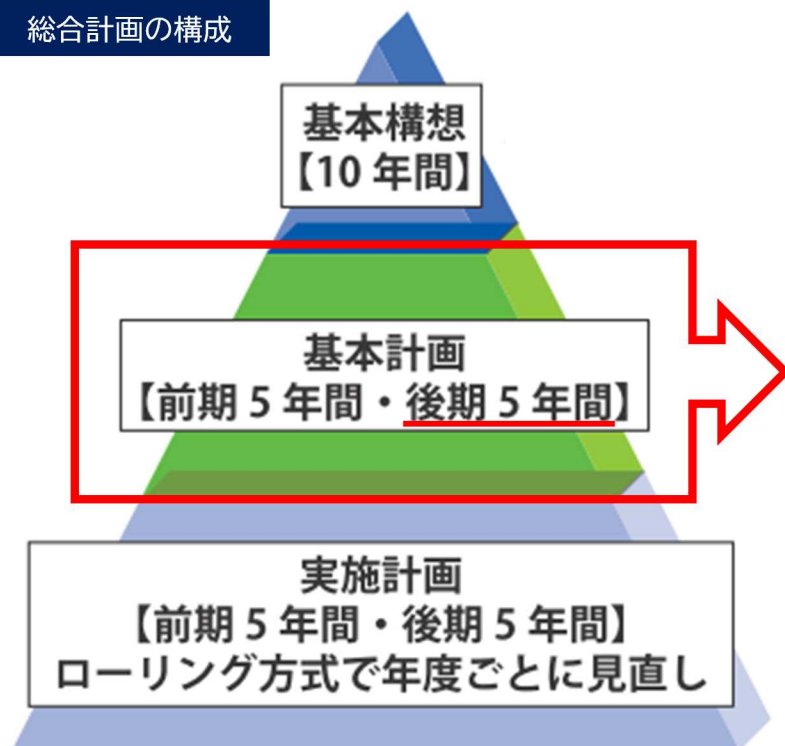


総合計画の構成



《後期基本計画》

- 基本計画・・・「基本構想」（令和3～12年度）を実現するための施策を体系的に示す。
- 前期基本計画の取組を踏まえた見直しを行い、令和8年度から令和12年度を計画期間とする『後期基本計画』を策定する。

《策定体制》

- 副市長を委員長とし、市役所の各所属長で構成する「総合計画策定委員会」を設置し、計画の内容を作成する。
- 総合計画審議会において、計画の内容を審議し、各分野の知見を有する委員各位からのご意見を反映させる。
- 今後、市民を対象としたタウンミーティングのほか、後期基本計画(案)に対するパブリックコメントを実施予定。

策定スケジュール

